

# 第4回丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園

## あり方検討委員会 次第

と き 令和6年2月7日(水) 午後7時00分

ところ 城東公民館(第1研修室)

### 1 開会

### 2 委員長あいさつ

### 3 報告事項

(1) (仮称)丹波篠山市立城東認定こども園候補地の掘削調査及び土壤調査結果の報告  
について

・・・資料1

(2) 今後のスケジュールについて

令和6年度 測量設計(約1年1月)

令和7年秋ごろ～ 新築工事(約1年3月)

令和8年度中 開園

### 4 その他

### 5 次回の開催日

日時 令和6年 月 日( ) 時 分～

場所 城東公民館(第1研修室)

内容 (1) 園舎の配置案、概算経費について

(2) 施設整備にかかる希望・意見交換

### 6 閉会

## (仮称)城東認定こども園候補地の掘削調査結果について

### 1 目的

(仮称)城東認定こども園候補地について、園舎建築の適地であることや園児が生活する場として適切であることを確認するため、産業廃棄物等の有無について調査する。

### 2 調査場所

(仮称)城東認定こども園候補地である旧城東中学校跡地(東部給食センター北側)

### 3 調査時期

令和5年12月21日(木)

### 4 調査方法

バックホーにより8箇所を掘削(深さは箇所により異なり、1~2m)

土壌分析調査の試料採取のため、さらに2箇所を掘削

### 5 作業業者

石橋建設株式会社

### 6 立会者

丹波篠山市行政経営部管財契約課(田中係長)

丹波篠山市教育委員会事務局こども未来部保育教育課(森田課長補佐、小林係長)

### 7 調査結果

(1) 調査箇所すべての表層30cm程度において、旧中学校解体撤去後に敷かれたであろう砂利が、土壌とともに固形化している状況を確認した。

⇒ 有害なものではなく、残土として安価に処分することが可能である。

(2) 掘削した10箇所すべてにおいて、少量の埋設物を確認した。箇所によって異なるが、種類としては、コンクリート片、レンガ、金属くず(鉄パイプ、鉄筋、金属製のフタ、ワイヤー)、木片、アスファルトである。これらについては、サイズからみて旧中学校舎解体時に取りこぼしたものと考えられる。

⇒ 多少の処分料はかかるが、少量である。

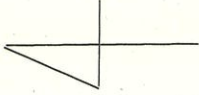
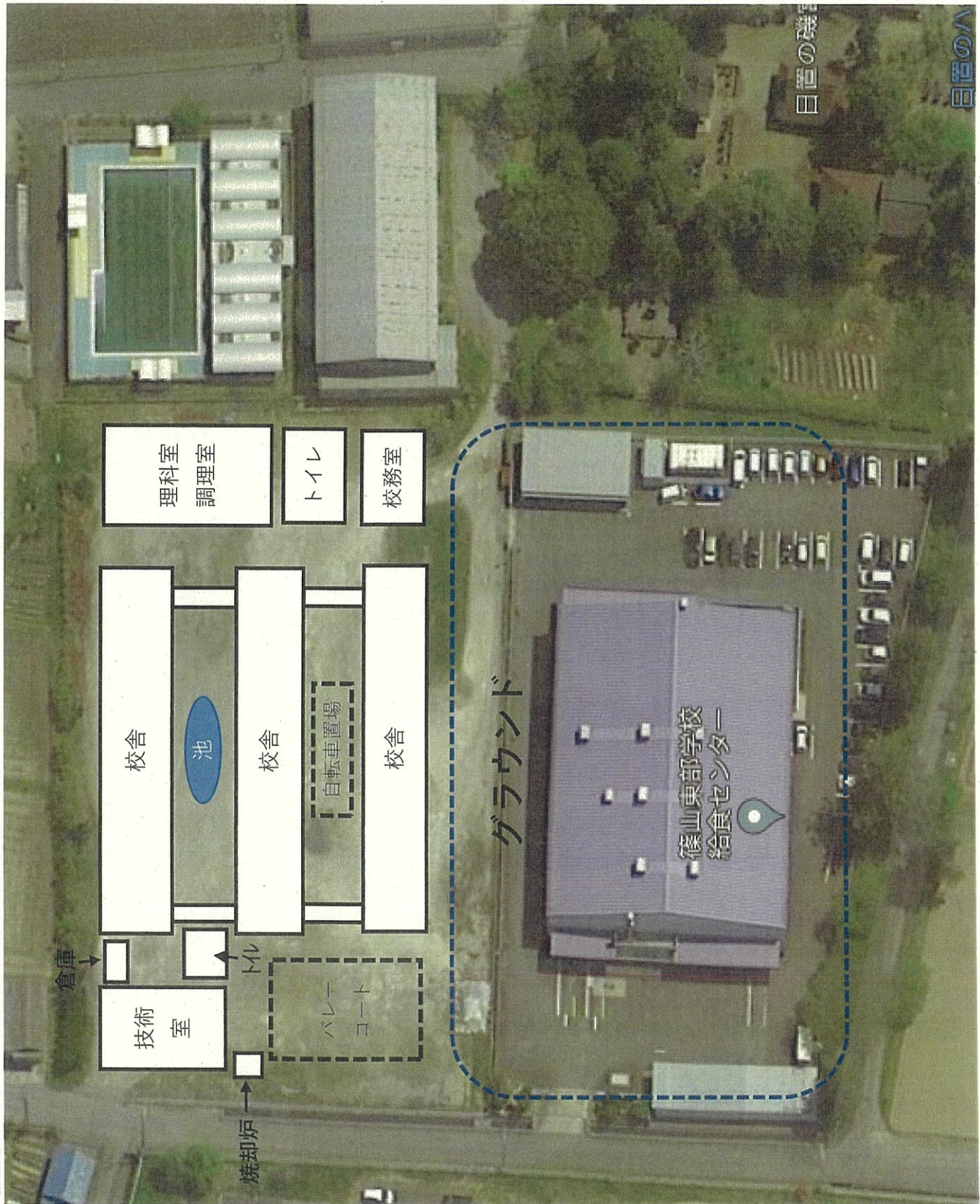
(3) 分析箇所Fにおいて、旧中学校校舎の基礎と思われるものが一部、残存していた。(長さ7m、幅50cm、厚さ30cm)

⇒ 他の箇所においても基礎が残存している可能性はある。こども園新築の基礎工事において見つかった場合、建物に影響を及ぼさないためにも撤去処分する。どの程度残存しているかを事前に把握することは難しいため、すべての基礎が残存していると想定して撤去処分料を積算する。

(4) どの掘削箇所もおおむね深さ1mで地山※1が見られたため、そこから下に産業廃棄物等の埋設があることは考えにくい。

※1 地山とは、人為的な盛土などが行われていない、自然のままの地盤のことです。

旧城東中学校 校舎等配置図 平成11年1月30日～平成11年2月18日

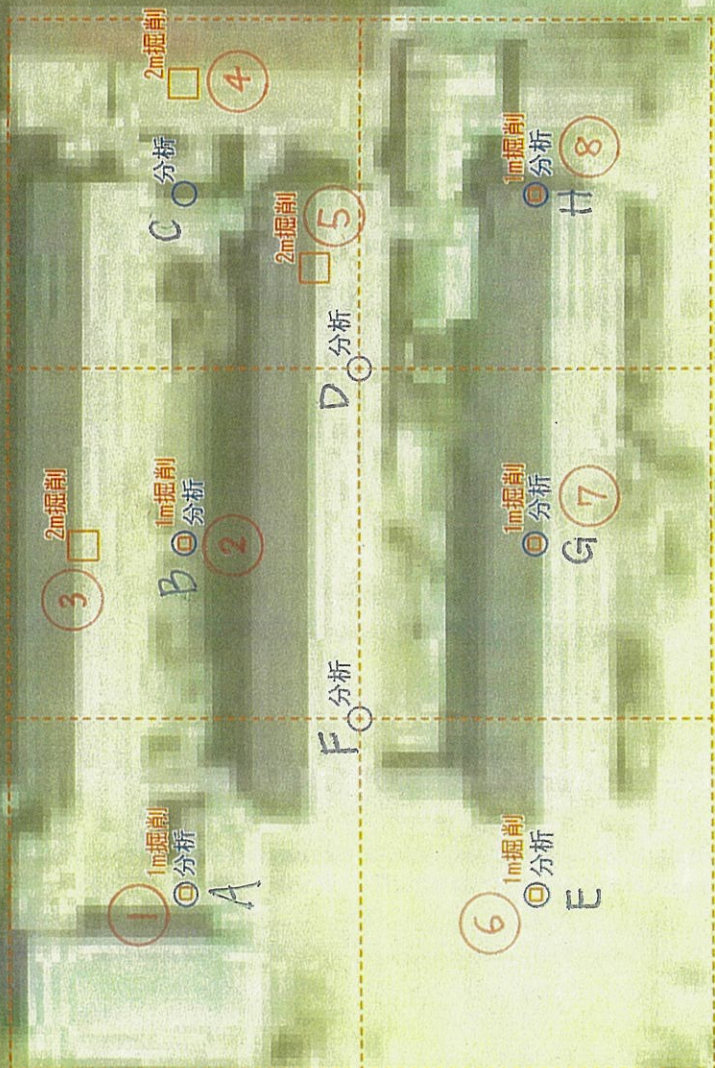


# 案(掘削8箇所・分析8箇所)

□ 掘削調査

○ 土壌分析調査

30m x 30mメッシュ



(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所①**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
レンガ(少量)  
木片(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所②**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
コンクリート片(少量)  
鉄くず(少量)  
レンガ(少量)  
木片(少量)  
瓦(少量)



コンクリート片



鉄くず



瓦

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 掘削箇所③



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
木くず(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所

掘削箇所④



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



コンクリート片(少量)  
固形化した砂利(少量)  
金属製パイプ(少量)



金属製パイプ

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所⑤**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
金属製ワイヤー(少量)  
木くず(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所⑥**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
木片(少量)  
アスファルト(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所⑦**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)  
金属くず(少量)  
木片(少量)



金属くず



木片

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所⑧ 上部**



コンクリート片(少量)  
金属くず(少量)  
木片(少量)



金属くず

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 **掘削箇所⑧ 下部**



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



固形化した砂利(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 分析箇所D



固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分  
↓  
地山



コンクリート片(少量)

(仮称)城東認定こども園候補地掘削調査の報告

調査箇所 分析箇所F



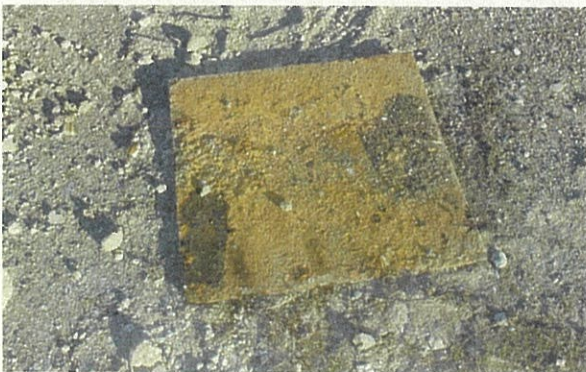
固形化した砂利  
↓  
旧中学校部分(基礎の残りあり)  
↓  
地山



コンクリート片(少量)  
れんが(少量)  
金属製のフタ(1枚)



基礎(長さ7m、幅50cm、厚さ30cm)



金属製のフタ

## (仮称)城東認定こども園候補地の土壌調査結果について

### 1 目的

(仮称)城東認定こども園候補地について、園舎建築の適地であることや園児が生活する場として適切であることを確認するため、有害物質の有無について調査する。

### 2 調査場所

(仮称)城東認定こども園候補地である旧城東中学校跡地(東部給食センター北側)

### 3 調査機関

株式会社兵庫分析センター ※入札により決定

### 4 調査項目

(1) 第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)である12物質、第2種特定有害物質(重金属等)である9物質、第3種特定有害物質(農薬等)である5物質、計26物質に係る溶出試験を実施。第2種特定有害物質については含有試験も実施。

→ 令和6年1月16日(火)に分析結果

(2) ダイオキシン類に係る含有試験

→ 令和6年1月25日(木)に分析結果

### 5 調査方法

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室)に基づき、敷地を30m×30mの格子に分割して6箇所、さらに旧校舎があった中央部分2箇所、合計8箇所について、令和5年12月21日(木)、掘削調査に合わせて市職員により試料採取を行った。

そして、当日のうちに調査機関へ試料を持ち込み、調査機関において分析が行われた。

### 6 調査結果

26物質の分析について、令和6年1月16日(火)に株式会社兵庫分析センターから調査結果が提出された。すべての箇所、すべての項目において、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準(=環境基本法における環境基準)及び土壌含有量基準を下回る結果であった。

また、ダイオキシン類に係る調査結果が令和6年1月25日(木)に提出され、すべての箇所においてダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準を下回る結果であった。

(仮称) 城東認定こども園候補地の土壌調査結果一覧

調査箇所 A	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.1	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	19	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.007	○	150 以下	2	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.18	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	0.84 pg-TEQ	○

※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。

※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。

※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。

※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 B	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.2	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	18	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.008	○	150 以下	2	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.12	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	1.4pg-TEQ	○

- ※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。
- ※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。
- ※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。
- ※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 C	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.1	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	15	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.005 未満	○	150 以下	1	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.4	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	3pg-TEQ	○

- ※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。
- ※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。
- ※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。
- ※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシシン類は、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 D	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.2	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	14	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	1	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.5	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	0.014pg-TEQ	○

※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。

※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。

※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。

※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 E	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.1 未満	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	9	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	1 未満	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.15	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	2.3pg-TEQ	○

※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。

※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。

※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。

※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシシン類は、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 F	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.1 未満	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	9	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	1 未満	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.08	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	0.085pg-TEQ	○

- ※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。
- ※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。
- ※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。
- ※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 G	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	0.1 未満	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	10	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	1 未満	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.25	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	0.014pg-TEQ	○

- ※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。
- ※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。
- ※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。
- ※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。

調査箇所 H	溶出試験			含有試験		
	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定	土壌含有量基準 (mg/L)	検出値 (mg/L)	判定
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)						
クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002 未満	○	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002 未満	○	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005 未満	○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	○	—	—	—
第2種特定有害物質(重金属等)						
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	○	45 以下	1	○
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	○	250 以下	2 未満	○
シアン化合物	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	50 以下	2 未満	○
水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.0005 未満	○	15 以下	0.1 未満	○
アルキル水銀	不検出	不検出	○	不検出	不検出	○
セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	0.5 未満	○
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	○	150 以下	13	○
砒素及びその化合物	0.01 以下	0.002	○	150 以下	1 未満	○
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.37	○	4,000 以下	100 未満	○
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満	○	4,000 以下	10 未満	○
第3種特定有害物質(農薬等)						
シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	○	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	○	—	—	—
チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	○	—	—	—
ポリ塩化ビフェル	不検出 ※定量下限 0.005	不検出 ※0.005 未満	○	—	—	—
有機リン	不検出 ※定量下限 0.1	不検出 ※0.1 未満	○	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	1,000pg-TEQ	0.4pg-TEQ	○

※1 株式会社兵庫分析センターによる分析結果をもとにこども未来部保育教育課にて作成した。

※2 溶出試験とは、土壌が地下水や雨水にふれた時どのくらい溶出するかを想定した試験方法であり、水(精製水)と土壌を重量体積比 10%で混合して6時間振とうした溶出液を分析し、溶出液 1L あたりの特定有害物質の濃度(mg/L)を算出する。

※3 含有試験とは、土壌を直接摂取した場合(口から摂取し、胃で消化するリスク)を想定した試験方法であり、塩酸(1mol/L)と土壌を重量体積比 3%となるように混合して2時間振とうした溶出液を作成し、分析することにより、土壌 1kg あたりに含有する特定有害物質の重量(mg/kg)を算出する。

※4 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく基準であり、うち土壌溶出量基準は環境基本法における土壌環境基準と同じである。ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準である。